

III. 経営事項審査の改正の視点

検討事項
⇒次回中建審で結論

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを検討したい。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要



「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況について加点項目として追加してはどうか(p6.7)

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要



加点対象機械の拡大をしてはどうか(p8)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに



許可・更新時に確認がなされる社会保険加入に関する審査項目を削除してはどうか(p9)

IV-② 「建設機械の保有状況」の改正方針(W7)

検討事項
⇒次回中建審で結論

- ・ 現行は、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な9種類を評価。
- ・ 令和4年度改正に際し、アンケート結果を踏まえ、災害時の使用実績が相対的に多い建設機械を加点対象に追加したが、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械の中には、当該アンケートで災害時に回答があったものの加点対象としなかった建設機械もあることが判明。
- ・ 令和6年能登半島地震は、地理的・社会的・季節的特徴を有するとともに、地震・津波に加え、復旧途上での大雨という複合災害の側面を有する災害であり、多様な災害への対応という観点で特に参考にすべきであるところ、同地震における応急復旧工事での活用実績も踏まえた見直しを図ってはどうか。

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

現行

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



加点対象となる建設機械を適切に審査する観点から、「建設機械抵当法」または「労働安全衛生法」において建設機械として規定されており、定期検査により保有・稼働確認ができる建設機械のうち、

- 今後実施するアンケートで、災害時に活用された実績が相応にあり、
- 又は、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械を加点対象としたい